



三重県公報

平成30年7月6日（金）

第 3020 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
447	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	2
448	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	（ 漁 業 環 境 課 ）	2
449	同件	（ 同 ）	2
	選 管 告 示		
38	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	（選挙管理委員会）	3
39	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	（ 同 ）	4
40	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	（ 同 ）	5
41	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	（ 同 ）	5
42	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	（ 同 ）	5
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	6
	同件	（ 同 ）	6
	同件	（ 同 ）	6
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	6
	同件	（ 同 ）	7
	特 定 調 達 公 告		
	随意契約の相手方を決定した旨	（ 技 術 管 理 課 ）	7

告 示

三重県告示第 447 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 7 月 24 日 第 20 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 三商	代表取締役 鈴木 孝	鈴鹿市野町西三丁目 1 番 3 号

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
伊達 拓夢	鈴鹿市国府町 4935-13	玄米	K2429413

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
山田 晃太郎	鈴鹿市南若松町 429-44 マリンハイツ A5	玄米	K2326069

三重県告示第 448 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 14 年三重県告示第 749 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表中

「

相 差 区 域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち相長の地区)	① 小型刺網漁業（10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。） ② 小型定置漁業 ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②、③及び雑魚定置漁業以外の漁業
相 差 ・ 波 切 区 域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち相長の地区及び三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区)	雑魚定置漁業

」

を

「

相 差 区 域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち相長の地区)	① 小型刺網漁業（10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。） ② 定置漁業（雑魚定置漁業及び小型定置漁業。） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業
---	--

」

に改める。

三重県告示第 449 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表中

波切区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りほえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びほえなわを使用して営む漁業） ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③、④及び雑魚定置漁業以外の漁業
------------------------------	---

を

波切区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りほえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びほえなわを使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②、③、雑魚定置漁業及び小型定置漁業以外の漁業
------------------------------	--

に、

御座区域 （三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りほえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びほえなわを使用して営む漁業） ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
------------------------------	--

を

御座区域 （三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りほえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びほえなわを使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②、③及び小型定置漁業以外の漁業
波切・御座区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切及び御座の地区）	雑魚定置漁業及び小型定置漁業

に改める。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 38 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正しま

す。

平成 30 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

病院の項中

「桑名市寿町三丁目 11 番地

地方独立行政法人桑名市総合医療センター桑名東医療
センター

桑名市大字江場 1365 番地

医療法人誠会山崎病院

桑名市中央町一丁目 32 番地 1

地方独立行政法人桑名市総合医療センター桑名南医療
センター を

桑名市京橋町 30 番地

医療法人桑名病院

桑名市大字北別所 416 番地 1

地方独立行政法人桑名市総合医療センター桑名西医療
センター 」

「桑名市寿町三丁目 11 番地

地方独立行政法人桑名市総合医療センター

桑名市大字江場 1365 番地

医療法人誠会山崎病院 に改める。

桑名市京橋町 30 番地

医療法人桑名病院 」

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
飯田正樹後援会	飯 田 正 樹	飯 田 正 樹	桑名市大字星川 127-8	平成 30 年 5 月 15 日	
下村たくや後援会	前 田 一 彦	稲 田 元 昭	志摩市磯部町坂崎 1152	平成 30 年 3 月 28 日	
諏訪輝富後援会	丹 羽 量 平	佐 藤 晃 雄	桑名市長島町又木 38-3	平成 30 年 5 月 23 日	
舌古つたお後援会	井 村 弘 行	村 田 明 久	度会郡南伊勢町迫間浦 575	平成 30 年 3 月 23 日	
田島あきら後援会	中 田 久 之	田 島 すま子	北牟婁郡紀北町引本浦 424-53	平成 30 年 6 月 1 日	
田村のりひさ氏を支える歯科の会	鈴 木 晶 博	服 部 修	津市羽所町 519	平成 30 年 4 月 23 日	
中島雅代と亀山の未来をつくる会	中 島 雅 代	中 島 健 二	亀山市川崎町 2011-2	平成 30 年 4 月 10 日	
日本第一党 三重県本部	稲 垣 一 成	中 村 聡	四日市市平町 8-13	平成 30 年 5 月 25 日	
みんなでつくる桑名	森 下 淳 子	森 下 幸 泰	桑名市赤須賀 2118	平成 30 年 5 月 16 日	
森下ゆきやす後援会	森 下 幸 泰	森 下 淳 子	桑名市赤須賀 2118	平成 30 年 5 月 16 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
国民民主党三重県総支部連合会	金 森 正	政治団体の名	国民民主党三重県総支部連合会	民進党三重県総支部連合会	平成 30 年 6 月 7 日	政党

自由民主党勢和支部	折戸信之	称	代表者	金森 正 芝 博 一	
		主たる事務所	多気郡多気町丹生 1530-1	多気郡多気町朝柄 885	平成 30 年 5 月 26 日
亀井利克後援会	亀井利克	の所在地	代表者	折戸信之 中野正宣	
		会計責任者	亀井みゆき 長谷川郁哉		平成 30 年 5 月 1 日
川崎二郎後援会	中村信通	の所在地	代表者	折戸信之 中野正宣	
		会計責任者	福谷彰範 西口和成		平成 29 年 5 月 20 日
はぎのひでとし後援会	萩野豪俊	政治団体の名称	はぎのひでとし後援会	萩野ひでとし後援会	平成 30 年 3 月 14 日
		主たる事務所	伊勢市上野町 1311	伊勢市浦口 2-3-9	平成 30 年 3 月 1 日
廣耕太郎後援会	久保文英	の所在地	代表者	折戸信之 中野正宣	
		会計責任者	和 田 博 鈴木 茂		平成 30 年 5 月 25 日
三重県電気工事業政治連盟	石原和夫	の所在地	代表者	北 田 保 松 尾 義 次	平成 30 年 3 月 13 日
		代表者	北 田 保		

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 7 月 6 日

政治団体の名称		代表者の氏名		解散年月日	備考
民進党三重県第 1 行政区支部		下 野 幸 助		平成 30 年 5 月 1 日	政党
上田修一後援会		上 田 修 一		平成 29 年 12 月 30 日	
坂倉紀男後援会		坂 倉 紀 男		平成 29 年 12 月 30 日	
高橋千秋後援会		玉 野 隆		平成 30 年 4 月 30 日	
福田かずよし後援会		濱 口 高 夫		平成 29 年 11 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 7 月 6 日

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称		取消年月日
上 田 修 一		上田修一後援会		平成 29 年 12 月 30 日
坂 倉 紀 男		坂倉紀男後援会		平成 29 年 12 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 30 年 6 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

平成 30 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
深 尾 ひ ろ つ ぐ 後 援 会	深 尾 浩 紹	深 尾 國 詮	四日市市笹川四丁目 97-5	

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 18 日から平成 31 年 2 月 18 日まで
- 3 作業地域
津市芸濃町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 18 日から平成 31 年 2 月 8 日まで
- 3 作業地域
津市安濃町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 25 日から平成 31 年 1 月 15 日まで
- 3 作業地域
伊賀市柏野、同市新堂、同市楯岡、同市下柘植、同市御代、同市愛田、同市西之澤、同市川西、同市川東、同市山畑、同市希望ヶ丘西及び同市希望ヶ丘東

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 5 月 31 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
津市榑原町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 5 月 31 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

津市稲葉町、同市大鳥町、同市川方町、同市庄田町、同市中村町、同市新家町、同市久居相川町、同市久居一色町、同市久居小野辺町、同市久居桜が丘町、同市久居西鷹跡町、同市久居東鷹跡町、同市久居元町、同市戸木町、同市牧町及び同市森町

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 7 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 特 定 役 務 の 名 称

三重県公共事業情報統合データベース移行改修・運用保守業務委託

2 担 当 部 局

三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部技術管理課

3 契約の相手方を決定した日

平成 30 年 6 月 19 日

4 契 約 の 相 手 方

大阪府大阪市西区靱本町 2 丁目 4 番 8 号

株式会社ヤマイチテクノ 代表取締役 山脇 雅則

5 契 約 金 額

67,849,753 円（うち消費税及び地方消費税 5,816,303 円）

6 決 定 手 続

随意契約

7 随 意 契 約 の 理 由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>